



平成27年度 第1回

石狩市市民参加制度調査審議会

平成27年10月1日(木) 18:30
石狩市役所5階 第1委員会室

会議次第

1. 開 会
2. 報 告
3. 議 事
4. その他
5. 閉 会

- ・平成26年度市民参加手続の実施運用状況について
- ・市民参加制度の改善方策について

委員名簿

役職	氏名	選任区分	肩書
委員	佐々木 春代	学識経験者	元札幌市総務局長職
委員	浅野 みゆき	団体推薦	NPO 法人ひとまちつなぎ石狩事務局長
委員	酒井 一誠	団体推薦	石狩青年会議所青年部
委員	石丸 千登勢	一般公募	
委員	伊藤 美由紀	一般公募	
委員	佐々木 大介	一般公募	平成 27 年 8 月 21 日付辞任
委員	佐藤 俊浩	一般公募	
委員	松坂 由	一般公募	
委員	森本 栄樹	市職員	総務部 行政管理課長
事務局	加藤 龍幸	企画経済部長	
事務局	本間 孝之	企画経済部	企画課長
事務局	上窪 健一	企画経済部	企画課 主幹
事務局	青木 宏美	企画経済部	企画課 主任
事務局	門井 理恵	企画経済部	企画課 主任

議 事

(1) 平成 26 年度市民参加手続の実施運用状況の評価（資料 1 ～ 4）

（第 6 次答申より抜粋）

- (1) 平成 23 年度、平成 24 年度の実施状況について
概ね適正に実施されていると評価いたします。
また、具体的な内容として次の点を評価します。
- 複数の手法による市民参加手続の実施
 - 市民が参加しやすい手法の採用

（参考）前年度の審議会での意見

平成 25 年度に実施した「いしかりまちづくりディスカッション」は、審議会より固くなく、参加しやすかったので取り組みは評価できる。

(2) 市民参加制度をより良い内容とするための改善方策

市民参加手続の手法のあり方について

(第6次答申より抜粋)

パブリックコメント手続

資料の内容について一般市民が読む立場で、場合によっては図や絵などを用いて説明するなど、分かり易く記載するように努めてください。

審議会

傍聴することは市民の行政活動への参加の1つの形であるとともに、審議会公募委員になるきっかけにもなりうることから、傍聴可能であることをよりPRした方が良いと考えます

(参考) 前年度の審議会での意見

- ・市民の公平な評価を得るという観点から、幅広い世代が審議会等に参加し、意見を述べる機会が必要ではないか。

参加しやすい具体的な取り組みとして

- ・カフェ形式、座談会形式など、若者が参加しやすいテーマや形式を取り入れることで、若い人の参加が増え、幅広い年代の意見が取り入れられるのではないか。
- ・広報紙に審議会委員のインタビュー記事を掲載したが、継続していくといいと思う。
- ・一般市民が審議会に参加して発言したことが、何らかの形になったというような事例を広報紙に掲載できると良いのではないか。
- ・市民カレッジと連携し、市民が興味を抱くような案件等を臨時的に講座メニューとする可能性などを検討する。
- ・パブリックコメント等のテーマの表現が固い。サブタイトルでもいいので柔らかい表現にすると良いと思う。
- ・子育て中の方が審議会の委員に応募したり、傍聴するためには、子供を預けなければならないので、託児への助成(無料や半額など)について検討してもいいのではないか。

市民参加制度調査審議会のあり方について（第6次答申）

（第6次答申より抜粋）

次のとおり条件付きで、条例の運用の範囲において試行的に減員して本審議会を構成することは適当であるという結論を出しました。

（委員構成と委員数）

審議におけるバランスを考慮し、条例の規定で定められた選出枠から、学識経験者1名、団体推薦者2名、公募5名、市職員1名の計9名で構成する。

（減員に当たっての条件）

- ・ 条例改正など、制度に関する重要な審議が必要になった場合には、条例の規定の範囲内で委員数を増員すること。
- ・ 今後、減員した状態でも本審議会の役割が過不足なく果たせると実証された場合には、該当条文の適切な改正を行うことを念頭に入れておくこと。またその際には、条例制定時の考え方を踏まえながら、かつその時の市民参加制度の状況に照らし合わせ、公募委員の人数など、委員構成の適切なあり方について検討すること。
- ・ 審議において引き続き、市民参加手続の実施運用状況の評価に加え、行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項についても十分留意し審議すること

（委員数減員の経緯）

- ・ 第5次審議会では、条例改正までは必要ないとの結論が出たが、委員数については維持か減員かで意見が分かれ、引き続き議論することが望ましいとの答申となった。
- ・ 第6次審議会では、第5次答申を踏まえ、公募以外の枠を1名ずつ減員し12名とした。
- ・ 第7次審議会では、第6次答申を踏まえ、条例の運用の中で試行的に9名に減員した。

定数15名以内（条例第29条）

第5次：学識経験者2名、団体推薦者5名、公募6名、市職員2名 計15名

第6次：学識経験者1名、団体推薦者5名、公募5名、市職員1名 計12名

第7次：学識経験者1名、団体推薦者2名、公募5名、市職員1名 計9名

（事務局案）

第6次答申により、第7次審議会において9名に減員したが、

- ・ 審議においては特段支障がなかったこと
- ・ 条例改正など、制度に関する重要な審議は予定していないこと

以上のことから、第8次審議会においても第7次審議会を踏襲し、9名の委員構成とする。

なお、条例の定数そのものを変更するには、引き続き検証を要する。

市民参加制度の推進

(第6次答申より抜粋)

市民の中には、意見を持っていながら、市に伝えていない方が多いと考えます。市民の声を活かす条例の目的にあるように、市民が持つ知恵、経験、感性等がまちづくりに活かされ、市民と市がより良いまちの姿をともに考え、その実現に向けて協働するような社会形成を目指すため、意見の積極的な把握及び市民が自発的に提出した意見の取扱いについて引き続き留意し、行政活動への市民参加を推進していただくことを希望します。

(参考) 第5期石狩市総合計画(平成27年9月議会上程中:一部抜粋)

6 計画を動かす

計画をつくるだけでなく、しっかりと動かしていくことが大切です。また、様々な社会環境の変化に柔軟に対応しながら計画自体を進化させ、目指すまちの姿(将来像)の実現に向けて進んでいきます。

(1) 計画自体が進化していくしくみ

目指すまちの姿(将来像)の実現に向けて着実に進めるためには、計画をつくるだけでなく、しっかりと動かし、時代の変化に柔軟に対応しながら、計画自体を進化させていくことが必要です。

そのため、これまでの縦割りの施策管理から大きく転換し、様々な事業や取組、分野が横断的に連携して進める戦略目標を設定して、市民とともに計画を動かしていきます。

市民が計画にかかわることで計画自体が進化するしくみを大切にして、まちづくりを進めます。

(2) 市民による市民のためのまちづくり(地域経営)のしくみ

市民がまちづくりに関心を持ち、まちづくり活動をはじめようとする意識を高め、まちのために一人でもできること、仲間と一緒にできることなど、市民が楽しみ、やりがいと誇りを感じながら、まちづくり活動に取り組むことができるしくみを通して、目標達成に向けて進めます。

(3) 市民目線での行政経営のしくみ

まちづくりを進める上で、市民が考え、自発的に進める取組などがしっかり実践につながるしくみを大切にします。また、「協働」の視点のもと、行政経営に市民の声が反映される市民目線でのまちづくりを進めます。

その他

平成 27 年 9 月第 3 回定例市議会において、以下のとおり一般質問がありましたので、ご報告します。

【質問と答弁の概要】

1. 「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例（「市民の声を活かす条例」）」について

（質問）市民参加の推進をどのように評価しているか

- ・条例施行から 10 年が経過したが、市民参加の推進をどのように評価しているか。

（答弁）

- ・（平成 14 年に）「市民の声を活かす条例」制定後、平成 20 年には「自治基本条例」を制定した。
- ・「石狩市職員協働指針」の制定や、「市民活動情報センター」の開設、「協働事業提案制度」の実施など、市民が主体的にまちづくりに参加する機会を積極的に創出してきた。
- ・これらの取り組みを通して、市民が自主的にまちづくりに参加する機運は高まってきたと考える。
- ・市民参加制度調査審議会においても、概ね適正に実施されているとの評価を頂いており、制度の熟度が増してきたものと受け止めている。
- ・市民の自主的な活動事例などを見ると、市民の皆さんは条例を理解し、その方向に進んでいると理解している。

（質問）パブリックコメントの意義、パブリックコメント手続の理解について

- ・パブリックコメントに対する意見提出が活発とは思えない。意見を求める側の新鮮な気持ちや緊張感が緩やかになっているのではないかと認識を新たに取る時と考える。パブリックコメントについて、どのように理解しているのか。

（答弁）

- ・パブリックコメントは、多くの市民に広く発言の機会を提供できることから、基礎的な市民参加手続と位置づけている。また行政の意思決定の過程における公正の確保と、透明性の向上を図る上でも、重要と認識している。
- ・平成 14 年度～26 年度に実施したパブリックコメント 182 案件に対して、1,400 件以上の意見が寄せられ、うち 300 件を超える意見を、各種施策に反映している。

（質問）市民参加条例制定の考え方について

- ・「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例（「市民の声を活かす条例」）」では、市民参加手続の対象となる案件を 7 つ挙げているが、自主的な市民参加、市民の政策提案について条例に盛り込むべき。第 27 条では「市民が自発的に提出した意見の取扱い」を定めているものの、もっと具体的に市民政策提案について明文化すべき。
- ・「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例」という名称から、行政活動、行政が求めたものに対する市民参加、というイメージを受ける。
- ・まちづくりに積極的な市民参加が図られるよう、新たに「市民参加条例」を制定すべき。

(答弁)

- ・「市民の声を活かす条例」は、公募委員も入った市民参加制度検討委員会で、1年余りに渡り検討を重ね、幅広く市民意見を取り入れて制定された。市民が行政活動に参加することをきっかけとして、地域に対する市民の関心を高め、市民と市が協働してまちをつくるという理念に基づいている。
- ・さらに「自治基本条例」では、市民が、主体的にまちづくりに参加することができる権利を保障するとともに、市民が、協働によるまちづくりに参加する責務を定めている。(第5条及び第6条)
- ・条文や名称から受けるイメージと言った事よりも、これらの条例の基本理念が浸透していくことが重要と考えており、現時点においては、新たな条例の制定は考えていない。

(について再質問)

- ・市民が自発的に政策提案していくことは、とても大事なことなので、その提案をどのように扱うかを、もっと具体的かつ明確に、現在の条例に盛り込むことはできないか。

(について再答弁)

- ・平成25年に制定した手話基本条例は、関係者の提案によって、議会や多くの市民の理解を得て制定された。そして、その後もボランティアの輪が広がるなど、市民が生んだ条例が大きな波を起こしている。まさに市民による政策提案の素晴らしい例。
- ・こういった成功事例を、しっかり認識し、市民に知らせることは大切。
- ・条例改正については、審議会等によって、議論していただきたい。

(参考) 条例など

「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例(市民の声を活かす条例)」一部抜粋

(市民が自発的に提出した意見の取扱い)

第27条 市の機関は、市民参加手続を経ずに提出された市民からの提案、要望、苦情等についても、その趣旨及び内容がこの条例の目的に合致すると認められるものについては、第7条の例により検討し、その結果等を公表するよう努めるものとする。

「石狩市自治基本条例」一部抜粋

(市民の権利)

第5条 市民は、主体的かつ平等にまちづくりに参加することができる。

2 市民は、市政に関する情報を知り、及び市政に関する説明を求めることができる。

3 市民は、石狩市内において、安全で安心して生活し、又は活動する環境を求めることができる。

(市民の責務)

第6条 市民は、まちづくりの主体として、その役割を自覚するとともに、互いを尊重しつつ、協働によるまちづくりに参加するよう努めるものとする。

2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。

(補足)

平成 14 年に「市民の声を活かす条例」を制定するに当たり、公募委員も含めた市民参加制度検討委員会では、以下の検討がされました。

- ・市民参加には、「行政活動への市民参加」と「市民活動への市民参加」があるが、「行政活動への市民参加」について具体的な方策を定める条例を先行することで、市民がまちづくりに参加する土台を作り、地域に対する市民の関心を高め、総体的な市民参加を実現する機運を醸成することとした。よって名称も、その内容を明確に表現できるものにした。
- ・最終的には、市民参加の理念を明らかにする条例も検討し、さらなる協働のまちづくりを目指すこととする。

「市民の声を活かす条例」の検討過程で提起されたことを受け、平成 20 年に市民会議(12 回開催)を経て、「自治基本条例」を制定しました。市民がまちづくりに主体的に参加する権利と責務を保障し、市民と市、市民同士が協働してよりよいまちづくりを行うために、共通の目標や理念、決まりごとなどを定めています。

市民参加手続以外にも、協働事業提案制度や市役所直行便、市長室開放、自治懇話会、一般的な要望陳情など、市民が自主的に意見等を述べる機会を保障し、個々の事案にあわせて、柔軟に対応しています。

「北広島市市民参加条例」一部抜粋

(市民参加の対象等)

第 5 条 市の機関は、次に掲げる政策等(以下「対象事項」といいます。)を実施しようとするときは、あらかじめ市民参加を求めなければなりません。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本的な方針を定める条例の制定、改正又は廃止
- (3) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものを除きます。)の制定、改正又は廃止
- (4) 法定外普通税及び法定外目的税の賦課徴収について定める規定(条例に限ります。)の制定、改正又は廃止
- (5) 市税(前号に規定する市税を除きます。)の税率の引上げ(標準税率がある市税の税率の引上げであってその標準税率を超えないものを除きます。)を目的として行う条例の制定、改正又は廃止
- (6) 分担金、使用料及び手数料の徴収について定める条例の制定、改正又は廃止
- (7) 市民生活に重大な影響を及ぼすと市の機関が認める制度の導入、変更又は廃止
- (8) 公共施設(公用のために使用する施設であって市民が身近に利用するものと市の機関が認めるもの及び公の施設をいいます。以下同じです。)の設置に係る計画の策定、変更又は廃止
- (9) 公共施設の利用方法について定める条例及び規則の制定、改正又は廃止
- (10) 法人(地方公共団体を除きます。)に対する新たな出資(市長が別に規則で定める出資に限ります。)
- (11) 団体に対する金銭の給付(市長が別に規則で定める金銭の給付に限ります。)を目的とする制度の導入
- (12) 当初予算の作成
- (13) その他市の機関が市民参加の必要があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、対象事項のうち次の各号のいずれかに該当するものについて市民参加を求めないことができます。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急を要するもの

- (3) 市の機関の内部事務処理に関するもの
- (4) 法令(この条例及びこの条例に基づき市の機関が定める規則その他の規程を除きます。第6号において同じです。)の規定により政策等の実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定により条例の制定、改正又は廃止の請求が行われたもの
- (6) 法令に基づき次条第1項に規定する市民参加手続と同様の手続が行われるもの

(市民政策提案)

第12条 市内に住所を有する者は、その10人以上の連署をもって、その代表者から、市の機関に対し、市民政策提案(政策等(第5条第2項第1号から第5号までに掲げるもののいずれかに該当する政策等を除きます。))について具体的な意見を提案し、市の機関がその意見及びその意見に対する市の機関の考え方を公表することをいいます。以下同じです。)を行うことができます。

2 市民政策提案には、市政の現状及び課題、提案する意見の内容、その意見に基づき政策等を実施することにより期待される効果等を示すものとします。

3 市の機関は、市民政策提案の内容の検討を終えた場合は、次に掲げる事項を公表するものとします。

(1) 市民政策提案の内容

(2) 市民政策提案の内容を検討した結果及びその理由

4 市の機関は、市民政策提案の内容の検討を終えた場合は、第1項の代表者に対し、その市民政策提案の内容を検討した結果及びその理由を回答するものとします。

5 第3項の公表及び前項の回答は、市民政策提案を受けた日から90日以内に行わなければなりません。ただし、90日以内に公表及び回答をすることができないやむを得ない理由があるときは、この限りではありません。

(補足)

北広島市では、平成21年に「北広島市市民参加条例」を制定しました。パブリックコメントや審議会等の市民参加など、市政に対する市民参加の対象、方法、その他市民参加に関する基本事項を定めています。

市民参加の1つの方法として第12条に「市民政策提案」を定めていますが、提案できる政策は、第5条で規定するものに限定されています。現在までの「市民政策提案」の実績は0件です。

【堀議員】

石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例が制定されて10年が経過しました。この間、私も審議会、パブリックコメント、ワークショップなど様々な形で市民参加してきましたが石狩市全体として市民参加は図られているのでしょうか。質問の1点目は、市民参加の推進についてどのように評価しているのか伺います。

市民参加の手法の一つとしてパブリックコメントがありますが、パブリックコメントに対する意見提出が活発とは思われません。私のこの条例が施行された時には、関係者に対し、意見を提出するよう働きかけをしていましたが継続することは難しいと実感しています。意見提出する市民は、石狩市のまちづくりに積極的に参加しています。担当者が言ったわけではありませんが、パブリックコメントは参考意見だからという認識であれば提出者が意見を提出する意味は何処にあるのでしょうか？制定から13年が経過し、意見を求める側の新鮮な気持ちや緊張感が緩やかになっているのでしょうか？担当所管のみではなく認識を新たに取組む時と考えます。質問の2点目は大切なことなので質問いたしますが、パブリックコメントについてどのように理解されているのか伺います。

条例では、市民参加手続の対象となる案件を大きく7項目あげています。1.条例や規則等の規定のうち、次の項目を制定・改正・廃止するとき、2.市の計画を策定・改正・廃止するとき、3.公共施設を新設・改良・廃止するとき、4.行政指導の基準を決定・改正・廃止するとき、5.市がいずれかの出資をするとき、6.市の区域に適用される規制に関して市が意見を表明するとき、7.その他市民参加手続を行う必要がある時となっています。このことから石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例は、名称の通り行政活動に対する市民参加ですが、自主的な市民参加、市民の政策提案について条例に盛り込むべきと考えます。市内には自主的に活動している団体が多くあり、政策提案することも可能です。提出した意見が検討されその結果に理由を付して回答することを保障することが必要です。現条例において27条(市民が自主的に提出した意見の取り扱い)に市の機関は、市民参加手続を経ずに提出された市民からの提案、要望、苦情についても、その趣旨及び内容がこの条例の目的に合致すると認められるものについては、第7条の例により検討し、その結果等を公表するように努めるものとするがあります。もっと具体的に市民政策提案について明文化すべきです。何よりも名称から受けるイメージが行政活動、行政が求めたものに限られる、そういうふうには受け止められません。

質問の3点目は、まちづくりにより積極的な市民参加が図られるよう石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例を一步進めて市民参加条例を制定すべきですが、お考えを伺います。

【市長】

市民参加の推進の評価について、お答えいたします。「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例」、いわゆる「市民の声を活かす条例」の制定後、平成20年には、まちの憲法とも言える「自治基本条例」を制定し、市民と市、市民同士が協働してよりよいまちづくりを行うための基本理念を定めました。

また、自治基本条例施行後には、「石狩市職員地域協働指針」の制定や、「市民活動情報センター」の開設、「協働事業提案制度」を実施するなど、市民が主体的にまちづくりに参加する機会を積極的に創出してきたところです。

この間の取り組みを通して、市民自らが、まちづくりの主役であることを自覚し、自主的にまちづくりに参加する機運は確実に高まってきたと考えております。

また、市民参加手続の実施運用状況の評価などを行う「市民参加制度調査審議会」において、制度の運用が軌道に乗り、概ね適正に実施されているとの評価を頂いておりますことは、行政活動への市民参加の推進について検討・議論を積み重ねてきた結果であるかと思っております。制度の熟度が次第に増したものと受け止めております。

また、行政の政策ということですが、直近におきましては、ある町内会において自治活動を自主的に行うというような町内会決議がされて、すでに動いている、それについて今新年度予算を組んでおりますので、こうした自主的な活動についてもひとつの参考例となっております。何が出来ていないというふう言うより、積み重ねた様々な例を見ると非常にこの条例は活かされ、そして市の条例だけではなくて社会全体がどこの町もそのような方向へ向かっているという、他からの情報なども含めると、私は石狩の市民はみなさん総じてこの条例を理解し、その方向に向かって進んでいると理解しています。

【加藤部長】

私からは、2点目、3点目についてお答えいたします。

はじめに、パブリックコメントについてであります。パブリックコメントは、より多くの市民に広く発言の機会を提供できることから、基礎的な市民参加手続と位置づけています。

また、行政の意思決定の過程における公正の確保と、透明性の向上を図る上でも、パブリックコメントは重要であると認識しています。

平成14年度から平成26年度までに実施したパブリックコメント182案件に対しては、1,400件以上の意見が寄せられているところでございます。

今後におきましても、市民の声を活かしたまちづくりのため、パブリックコメントをはじめとする、市民参加手続を経て提出された意見等につきましては、総合的かつ多面的に検討して、行政活動に反映して参りたいと存じます。

次に、「市民参加条例」の制定についてであります。「市民の声を活かす条例」は、公募委員も入った市民参加制度検討委員会で、市民参加の定義や理念、市民参加を推進するための具体的方策について、議員もよくご承知かと思いますが、1年余りに渡り検討を重ね、幅広く市民意見を取り入れて制定されました。

そして、市民が行政活動に参加することをきっかけとして、地域に対する市民の関心を高め、市民と市が協働してまちをつくるという理念に基づいています。

さらに「自治基本条例」では、市民が、主体的にまちづくりに参加することができる権利を保障するとともに、市民が、協働によるまちづくりに参加する責務を定めています。

したがって、条文や名称から受けるイメージと言った事よりも、これらの条例の基本理念が十分に浸透していく事が重要と考えておりますので、現時点においては、新たな条例の制定は考えておりません。

【堀議員】

一点目の市民参加の推進における評価のところではとても高く評価されていて、私もこの条例は

評価しています。ひとつの市民の参加の形であるということは重々承知しています。ただパブリックコメントのところで先程言いますと、私達の議員の側の問題もありますけれど、やはりこれは市民の大切な意見だということを私達自信も受け止めなきゃいけないんだということを今改めて確認したところです。お話しを伺いますと、色々な形でパブリックコメントを呼びかけていると。関係団体にもお知らせして意見を聞くようにしているということを言っていますし、ホームページ、それから広報、機会があるごとにこのことは広報しているんだけど、なかなかそのことが市民の人たちに伝わっていかないということがありますので、このことに関しましては是非続けて、どういう形でこれを市民広報していったら、このことが活発に意見が出てくるのかということを継続して取り組んでいただきたいと思います。それでやっぱりパブリックコメントに出てきた意見、この取扱は本当に慎重にすべきだということを求めておきたいと思います。

それと先程の条例の名前から受けるイメージということで、条文や名称を変える考え方はないということだったんですけど、自治基本条例が出来たときに私達市民ネットワーク北海道は、自治基本条例を活かしていくためには周辺条例をきちんと整備していくことが必要ですよということで、私このことも提案してきたつもりではいたんですけど、子供の権利だとか、男女共同参画の条例を制定したらどうですかということを書いてきました。ただ市民参加条例と石狩の市民の声を活かす条例を比べた時に本当に差異がないんです。このことも全部補完されているから、名称が違ってても他の街で作っている市民参加条例と変わりはないでしょと感じることが多いんですけど、でもやはり先程おっしゃっていますけど、市民との協働提案とかという話もありましたけれど、市民が自発的に政策提案していく、そのことというのはとても大事なことだし、その政策提案がどういうふうに扱われてきたのか、そのこともきっちりと議論の中で検討してそれを回答していくということも必要だと思いますので、名称変更とかということではなく、そういうことは難しいとしても、今ある条例の中にこのことを盛り込むということは考えられませんか。もっと具体的に。先程言ったように27条にはそういう条文があるんですけども、それだけではやはり補完しきれない部分もあるので、是非このことの条文の中に明確に盛り込んで頂きたいと言う事をもう一度伺っておきたいと思います。

【市長】

市民の政策提案について直近の例で申しますと、手話言語条例がまさに関係者の提案によって、議会、市民の多くの理解を得て、素晴らしい条例とその発動に繋がったと思います。さらにサークルを含めたボランティアの輪が広がる、あるいは高校生が今度北海道代表で全国の場で石狩の主張としてパフォーマンスをすると、そこでまた好成績が残せたら、暮れにも東京での機会があるというふうにも聞いています。そういう意味では市民が生んだ条例がこのようにしてひとつの大きな波を起こした例だと思っておりますので、私たちはそのことの成功体験をしっかり認識しながら、市民の皆さんにどういった意見がどういうふうに具体化したかということを知らせることが非常に大切だと思っております。ひとつの例を言うとそういうことでありますが、枚挙にいとまがないほどのそういった例がありますので、これらを出来る限り市民が提言し市民が活動するその責務を負うという形の一連の流れを、ひとつの資料といいますが、PRする形として示す段階にきているかもわかりません。それについてよく考えてみたいと思います。

また条例の改正については私がいい悪いという段階より、とりあえず審議する場もあります。そのような場面において、このような意見が出されていますということで議論するというのも大切だと

思いますので、機会を捉えてまず審議会等において議論を煮詰めていただければと思います。

【堀議員】

色々な場所でこのことが議論されることと、やっぱり石狩市内にある色々な活動をしている団体の意見がどういう風に活かされていくのかということもありますので、是非そういうところの把握もしていただきたいということを求めて、次の質問に移ります。